

こ う け ん で こ う け ん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2024年7月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

1年の半分が終わってしまいました。いや、まだ半分残っています。よくコップの水があと半分もある、半分しかない、といいますね。いわゆるコップの水理論です。

私は半分もある、というポジティブ思考派です。半分しかない、と思うネガティブ思考はそれはそれでメリットがあるようです。皆さんはネガティブ思考派、ポジティブ思考派、どちらでしょうか。

さて、今回は「裁量」を取りあげています。裁量ときいて思い出したのが、能や歌舞伎、舞踊などで舞台にいて演技進行を支える「後見」です。私自身はあまり観劇はしないので分からないのですが、おそらく「後見」は機敏に、そして臨機応変にその裁量で演者を助ける役割なのではないか、と思います。

一方で、成年後見では「後見人」は本人の利益のためにその裁量で本人の生活を支えることになるのだと思います。舞台上での「後見」が状況をみて素早く対処することを求められるとすれば、成年後見の「後見人」はどちらかという本人の身体、財産などの側面を総合的に判断して動くバランス感覚が求められるような気がしています。今度歌舞伎が好きなお客様に習って観劇に行き、「後見」と「後見人」の違いを体感しに行こうと思います。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

後見人等には、本人の意思を尊重しつつ、生活や権利を守るために身上監護と財産管理を行うという大切な役割があります。人が生活するうえで、みなさんが日々何かを選択して生活しているように、後見人等は本人のために同じように選択をしなければならない場面が多くあります。つまり、その職務を全うするに当たって、後見人等には様々な判断が求められるのです。本人の意思の他、心身の状態、生活の状況等を鑑み、本人の利益のためにどう動き、何を選択するか。後見人等は責任をもって判断しなければなりません。それが後見人としての「裁量」です。

後見人等の判断が本人の利益にならないと判断された場合には『裁量』の範囲外ということで是正を求められたり、場合によってはペナルティが発生することもあります。基本的に、後見人等が本人の利益を書さない限り、その判断は後見人等の『裁量』で判断すべきであり、裁判所がそれに対していいとも悪いとも言うことはありません。それ故、後見人等の判断には大きな責任があるということです。

しかし、どこまでがその『裁量』の範囲内なのか、それを一律に線引きすることはできません。事案ごとにその事情が異なるからです。では、どのような事例が『裁量』の範囲内といえるのか事例を挙げると、例えば本人の体力が衰え、歩行が難しくなったため車椅子を購入する場合、在宅介護が難しくなり本人を介護施設に入所させる場合等が当て嵌まるでしょう。逆に、通院に使用するという理由で本人の財産から高級車を購入しようとした場合、通院に高級車が必要とは思えないため、『裁量』の範囲外と判断されてしまうでしょう。それが本当に本人にとって必要な事柄であるのか、後見人等は良識をもって判断することが求められます。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆



果たしてこれが裁量の範囲内か否か。後見人等の事務を行っている、判断に迷う場面が多々あると思います。そのようなときには一人で迷わず、その具体的な内容と方針を「連絡票」を用いて家庭裁判所に相談することが可能です。次号ではその家庭裁判所への「連絡票」について、どんなときに必要になるのかをご紹介します。

